

平成20年第4回定例会提出

対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第49. 発議第16号

○議長（波田 政和君） 日程第49、発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者の主旨説明を求めます。4番、小宮教義君。

○議員（4番 小宮 教義君） ただいま議題となりました、発議第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例についての提案の理由及び内容について御説明を申し上げます。

対馬市には大陸文化の玄関口、また、国境の島として国・県などの文化財が多数存在しております。特に国指定文化財は、対馬の歴史、文化を知るうえでは貴重な財産であり島の宝物でもあります。指定文化財整備事業にかかる事業費は、従来国・県などの補助事業を元に実施されてまいりましたが、平成19年度から県補助率の減による変更などがあり、これに伴い分担金も大きく変わりました。今日の経済状況及び他の分担金などのバランスをとることも必要であります。今後、指定文化財の保存や整備には長期的整備計画が必要であります。以上を鑑み、分担金徴収条例の第3条の1部を改正するものであります。以下、改正の内容について御説明をいたします。

発議第16号、平成20年12月8日、対馬市議会議長波田政和様。提出者、対馬市議会議員小宮教義。

賛成者、対馬市議会議員桐谷徹、同吉見優子、同初村久藏、同齋藤久光、同堀江政武。

対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）。

対馬市分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別紙、第3条関係、指定文化財整備事業の項中、「市負担額の20%」を「市負担額の10%」に改める。

附則、この条例は平成21年4月1日付から施行する。

以上でございます。御審議、御決定賜われますようお願いを申し上げます。